

県南広域振興局長告示第209号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成22年12月3日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400103	株式会社 J A ふるさと 介護サービス	株式会社 J A ふるさと 介護サービス指定訪問 入浴介護事業所	奥州市水沢区東大通り 一丁目 8 番17号	平成22年11月30日